

## 本町のごみ収集の状況

---

# 1. 精華町の現況

## 精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における位置付け

- 本町では、高齢化の進行に伴いごみ排出困難者が発生していることを課題として認識してきました。
- その上で、ごみ排出困難者への支援について対応を検討すること、検討にあたっては「精華町ごみ減量化等検討会」において行うとともに、行政・住民・事業者が協力して推進を図っていくことを計画に位置付けており、今回の検討会の開催に至りました。

第4章 課題の整理

(2) 収集運搬に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①収集方式の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 透明・半透明袋使用の徹底を図っていく。</li><li>○ 事業系ごみにも、透明・半透明袋使用を広めることを今後検討していく。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 分別区分のうち、燃やすごみ、粗大ごみ、燃やすないごみ、プラスチック製容器包装・ベットボトルは、ステーション収集と拠点収集地区に分かれている。 ※25 ページ</li><li>○ 排出に使用できる袋を「指定なし」から市販の「透明」または、「半透明」での排出へと変更したことが定着している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 透明・半透明袋使用の徹底を図っていく。</li><li>○ 事業系ごみにも、透明・半透明袋使用を広めることを今後検討していく。</li><li>○ 高齢化に伴いごみ排出困難者が発生している。</li><li>○ 金属系資源物ごみの持ち去りが増加している。</li></ul>
②収集頻度の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 今後も資源ごみ量の増加が想定されるが、現在の収集頻度及び収集方式も含め、最もバランスのとれた収集運搬システムを検討し、構築していく必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 燃やすごみは週2回、燃やすないごみは月2回、粗大ごみは年5回、資源ごみはベットボトルが月2回、プラスチック製容器包装は週1回、古紙類が月1回、使用済乾電池は各地区集会所等で随時収集している。 ※25 ページ</li><li>○ 使用済インクカートリッジの回収は4か所に増設、使用済小型家電の回収は7箇所に増設、水銀使用廃製品、小型充電式電池の回収を実施している。 ※22 ページ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資源ごみ量の回収量が増加した場合、現在の収集頻度及び収集方式も含め、収集運搬システムを検討し、構築していく必要がある。</li><li>○ ごみの運搬距離が延びたことで、運搬時間が増加している。</li></ul>

第7章 ごみ処理基本計画

### 第2節 推進方策

#### (1) 計画推進体制

本基本計画の推進にあたっては、ごみの発生排出の抑制と資源化の促進、そして環境負荷が少ない適正な処理を基本方針とし、基本理念である「環境負荷が少ない循環型社会」の構築を目指としています。行政、住民、事業者の各主体の役割、責任について周知を図るとともに、三者が一体となった推進体制の構築を図っていきます。

表 7-4 行政・住民・事業者の役割と責務

行政	住民	事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 環境負荷が少ない「循環型社会」の構築を進めていく。</li><li>○ 住民・事業者に対して普及啓発、教育・活動啓発を行う。</li><li>○ 清掃事業運営の効率化を図っていく。</li><li>○ 環境に配慮した高度な適正処理を徹底する。</li><li>○ 情報発信、情報共有、情報提供に努める。</li><li>○ 住民や関係団体への支援を図っていく。</li><li>○ 高齢化など、ごみ排出困難者への支援について、対策を検討する。</li><li>○ 金属系資源ごみの持ち去りについて、対策を検討する。</li><li>○ 学生や幅広い年齢の地域活動の人材育成の支援に努める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 大量購入を控え、適正量の購入に努める。</li><li>○ ごみ排出量をできるだけ減らす。</li><li>○ 商品購入時に過剰包装を断る。</li><li>○ 修理、リフォームによる長期使用、不用品の交換等の促進を図る。</li><li>○ 排出ごみの分別を徹底する。</li><li>○ 古紙や容器包装類等に關わるかぎり資源化する。</li><li>○ 学生や幅広い年齢の地域活動の人材育成に努める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ &lt;排出事業者&gt;</li><li>○ ごみ排出量をできるだけ減らす。</li><li>○ 排出事業者処理責任に努める。</li><li>&lt;製造事業者等&gt;</li><li>○ 耐久性の高い製品、再生利用可能な商品の開発を図っていく。</li><li>○ 拡大生産者責任を認識し、取組を進めていく。</li></ul>

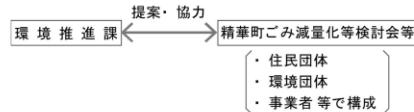


図 7-1 体制

[出典]精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和5年3月）

# 1. 精華町の現況

## 精華町のこれまでの開発状況

- ▶ 本町は、古くより農村集落のまちとして成り立っていましたが、昭和50年代以降は、関西文化学術研究都市（学研都市）の中心地として、京都・大阪・奈良にまたがる丘陵地帯（京阪奈丘陵）において大規模な開発が行われ、その結果、平成17年の国勢調査では人口増加率が全国一位になるなど、大きな発展を遂げました。
- ▶ その後も企業立地は進んでいるものの、大規模開発から一定の年月が過ぎるなか、全国的な少子高齢化の影響を受け、平成30年からは人口が減少に転じており、高齢化率も徐々に高くなっています。

町内大規模開発の事業認可日等

事業名	地域	事業主体	事業認可	まちびらき等	まちびらきからの経過年数
相楽土地区画整理事業	桜が丘	UR	昭和53年	昭和63年	37年
祝園特定土地区画整理事業	光台	UR	昭和60年	平成4年	33年
精華台土地区画整理	精華台	民間事業者	平成4年	平成12年(入居開始)	25年
祝園駅西特定土地整理事業	祝園西一丁目	精華町	平成4年	平成19年	18年
狛田駅東特定土地区画整理事業	狛田一丁目・二丁目	精華町	平成19年	令和2年(換地処分)	5年

# 1. 精華町の現況

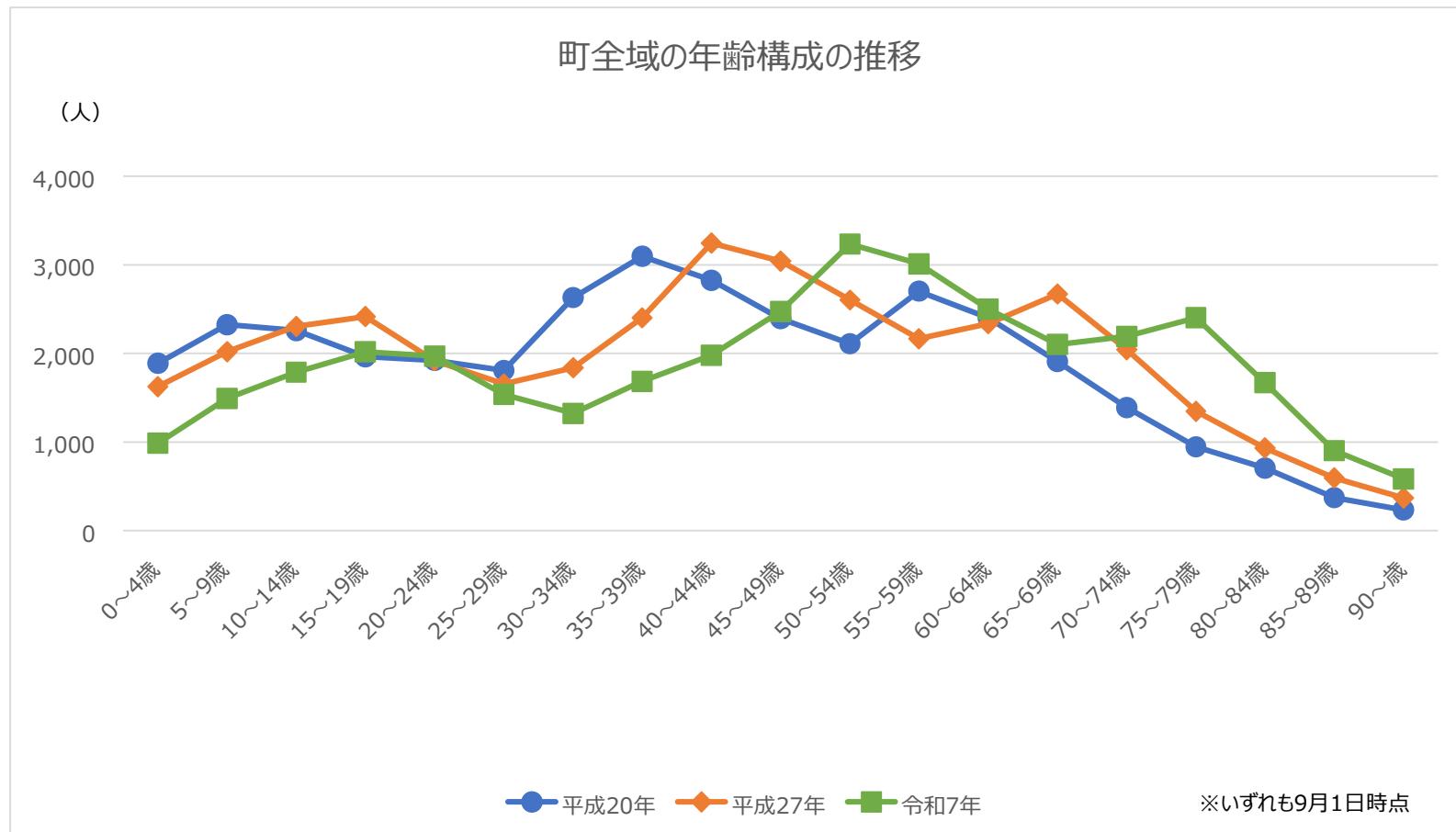
## 町内各地域別の人団と高齢化率

- 本町の高齢化率は27.5%（令和7年9月1日時点）であり、日本全国の高齢化率29.3%（令和6年10月1日時点）と比較すると若干低い値となっています。
- 既成市街地の高齢化率は30～40%台と高くなっている一方、学研都市開発以降の新興住宅地は比較的低い値となっています。
- 新興住宅地についても、早くから開発された地域ほど高齢化率は高い傾向にあります。

地域	人口	世帯数	高齢化率
菱田	2,848人	1,312	32.4%
下狛	2,796人	1,340	36.9%
狛田	699人	237	5.3%
北稻八間	762人	382	32.9%
植田	1,016人	423	20.2%
菅井	1,294人	581	34.9%
祝園	3,503人	1,684	31.3%
祝園西	1,386人	677	19.2%

地域	人口	世帯数	高齢化率
南稻八妻	1,001人	517	41.7%
精華台	6,529人	2,425	14.8%
東畠	536人	241	41.8%
光台	7,256人	3,043	25.9%
山田	519人	237	44.7%
乾谷	297人	148	48.8%
柘榴	233人	115	48.9%
桜が丘	5,161人	2,212	31.2%
町全域	35,836人	15,574	27.5%

# 1. 精華町の現況



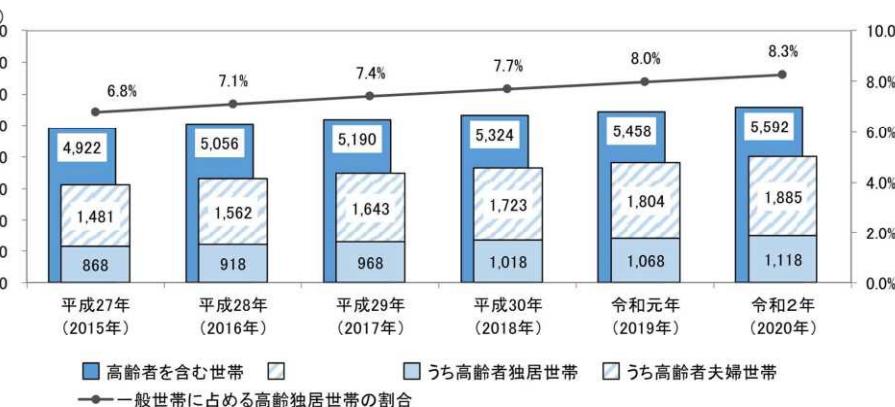
# 1. 精華町の現況

## 高齢者世帯等の状況

- 世帯数の推移を見ると、一般世帯数・高齢者を含む世帯数はともに増加傾向にあり、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は令和2年で8.3%となっています。
- 要支援・要介護者数も増加傾向となっており、令和5年時点での第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合（認定率）は17.6%となっています。

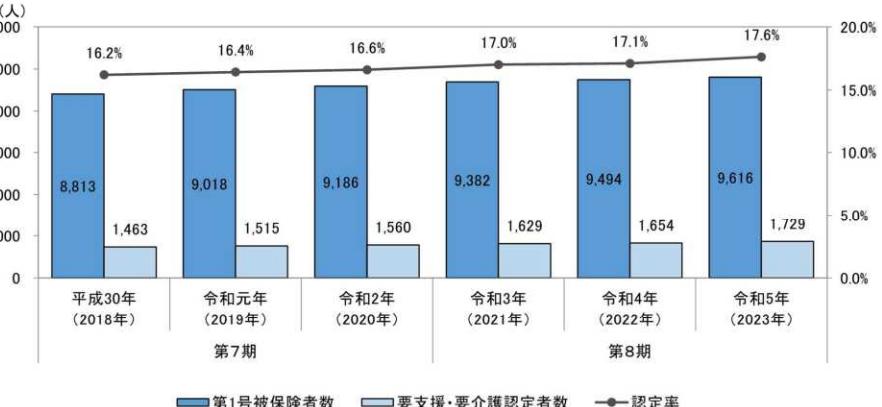
高齢者世帯数等の推移

	単位：世帯					
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	12,767	12,917	13,067	13,216	13,366	13,516
高齢者を含む世帯	4,922	5,056	5,190	5,324	5,458	5,592
高齢者のみ世帯	2,349	2,480	2,611	2,741	2,872	3,003
高齢独居世帯	868	918	968	1,018	1,068	1,118
高齢夫婦世帯	1,481	1,562	1,643	1,723	1,804	1,885
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	6.8%	7.1%	7.4%	7.7%	8.0%	8.3%



要支援・要介護認定者の内訳の推移

区分	単位：人					
	第7期	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
第1号被保険者数	8,813	9,018	9,186	9,382	9,494	9,616
要支援・要介護認定者数	1,463	1,515	1,560	1,629	1,654	1,729
第1号被保険者	1,428	1,481	1,525	1,596	1,624	1,695
第2号被保険者	35	34	35	33	30	34
認定率	16.2%	16.4%	16.6%	17.0%	17.1%	17.6%

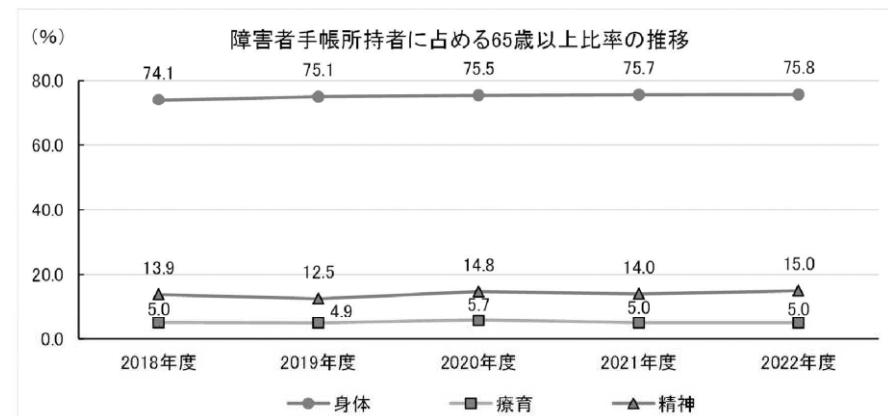
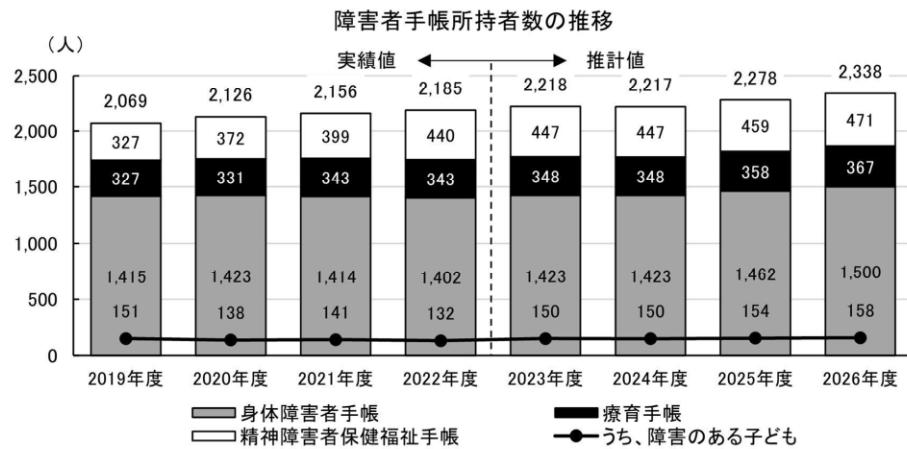


[出典]精華町第10次高齢者保健福祉計画・精華町第9期介護保険事業計画（令和6年3月）

# 1. 精華町の現況

## 障害者手帳所持者数の状況

- 身体障害者手帳は2020年度（令和2年度）まで増加し、以降は減少しています。療育手帳は2021年度（令和3年度）まで増加し、2022年度（令和4年度）にかけては横ばいとなっています。精神障害者保健福祉手帳は増加しています。障害のある子どもについては、増減を繰り返しながら推移しています。
- 障害者手帳所持者に占める65歳以上の比率をみると、身体は微増しており、2022年度では75.8%となっています。精神についても増減がみられるものの微増しています。療育については増減がみられるもののほぼ横ばいで推移しています。



[出典]精華町第3次障害者基本計画・精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児福祉計画（令和6年3月）（抜粋）

## 2. 精華町のごみ収集の状況

### 収集方法の基本方針

- 学研地区における大規模開発以降、本町のごみ収集は①効率的な収集作業による収集コスト（財政負担）の抑制、②美観の維持、③衛生面への配慮、④道路の安全性と円滑な通行の確保 等の観点から、2戸以上の新規開発については拠点方式（ごみステーション方式）を基本としており、町の開発指導要綱にもその旨を規定しています。

#### 【精華町宅地開発事業に関する指導要綱】

##### （ごみ処理施設関係）

第24条 事業者は、開発区域内における家庭から排出される一般廃棄物の処理については、ステーション方式として集積場所及びその構造について町長と協議の上、別に定める基準によりその責任において設置するものとする。

- ステーション1基あたりの戸数は最大29戸までとなっており、対象の戸数に応じてステーションの規模（大きさ）が定められています。（精華町宅地開発事業に関する指導要綱施行基準）
- 近年ではステーションまでの距離が遠いとの意見が聞かれるようになったことから、直近の大規模開発においては、ステーション1基あたりの戸数を最大20戸までとするよう指導しています。



・光台地区のごみステーション



・精華台地区のごみステーション



・小規模開発(4戸)で設置されたごみステーション

## 2. 精華町のごみ収集の状況

### 既成市街地について

- 収集拠点を設置する方針へ切り替える以前からある既成市街地では戸別収集を行っている地域が多いですが、これらの地域においても、集積可能場所の有無や道路幅員等の問題から、複数の住宅をまとめて拠点収集を行っている場所が多くあり、地域内でも混在しているのが実態です。
- これらの地域で拠点収集を行う場合、あらかじめステーション用地を確保できている訳では無いことから、周辺住民の合意形成のもとで、個人敷地内や公道上を実質的な収集拠点としていることが一般的です（※公道を利用する場合は、交通の安全性が確保されていることが前提）。



・道路上をごみステーションとして使用している例



・道路側溝上にごみステーションを設置している例

## 2. 精華町のごみ収集の状況

### 既成市街地について

- 収集方法の基本方針に記載のとおり、戸別収集を行っている地域でも、小規模開発等により新たに複数戸の住宅が出来る場合には、開発者でごみステーションを設置していただくよう指導を行っており、そのうえで拠点方式により回収しています。
- その他、自治会が独自にステーションを設置し、管理運営されている地域もあります。
- 燃やさないごみ・粗大ごみについては拠点方式で収集している地域があり、全てを戸別収集している地域は少数です。



・自治会で独自にごみステーションを設置している例  
(燃やさないごみのみ。南稲八妻区)

### 3. 高齢者等のごみ出し支援制度の検討

- 前述のとおり、**本町のごみ収集は開発指導等を通じて拠点収集へ移行する過程**にあります。
- また、ごみステーションの立地に支障があるような場合には、その**地域の住民が調整・合意のうえで指定いただいた場所を、新たに簡易的な収集拠点として使用することも推進**してきました。
- その他、**本町の高い住民力を反映した取り組み**として、社会福祉協議会やNPO法人による生活支援サービスが実施されており、その中で、ごみ出し支援についても対象としていただいている。  
(実施されているサービスの例)
  - ✓ ふれあいサポート事業・・社会福祉協議会が日常生活を支援する会員制有料サービス
  - ✓ さわやかヘルプ活動・・NPO法人が住民の困りごとのお手伝いをする有料サービス
  - ✓ 小地域福祉活動・・社会福祉協議会が地域で福祉を考える基盤づくりの一環としての活動
- しかしながら、**それらでは対応が困難な高齢者や障害のある方にも住みやすい街づくりの一環として、ごみ出し支援制度の検討が必要**です。

### 3. 高齢者等のごみ出し支援制度の検討

- 検討に当たっては、共助と公助のバランスを考慮し、各地域で自然に実施されてきた住民間の互助の取り組みや、各種公共的活動団体の活動を阻害しないよう考慮する必要があります。
- また、行政においては収集業務（人件費・委託料）に対する国庫補助は無いため、**町の一般財源（＝町税）により対処する必要**があります。ごみの収集作業は町の直営と外部委託により行っていますが、現状、可燃ごみだけでも人件費や委託料のみで8,000万円以上を要しているほか、収集車の購入には1台あたり1,000万円程度が必要となっています。また、**ごみ焼却場（環境の森センター・きづがわ）の運転費や施設維持費**についても、経年劣化や人件費の高騰により、今後経費が大幅に増加していく見込みとなっています。
- 町の財政は経常収支比率が99.5%（令和6年度決算（速報値））と高止まりしており、**町が自由に使える予算が非常に限られている状況**です。財政調整基金（＝貯金）の額も十分とは言えず、財源には大きな制約があります。
- 財政問題に加え、**近年は少子高齢化による働き手不足**により収集作業員の確保が困難になってきており、今後は益々その傾向が強まるものと考えられます。

### 3. 高齢者等のごみ出し支援制度の検討

- これらの状況から、地域での現状を踏まえつつ、限られた財源や人員、資材等を有効に活用できるよう、対象を明確にしながら、日常のごみ出しが困難である方への支援となる制度を検討することが必要となっており、そのために必要な意見を本検討会にお出しいただきたいと考えています。
- いただいた意見を踏まえ、町としての制度設計を決定し、令和8年度からの地域を限定した試行実施を目指します。